

指名停止措置一覧（業務委託）

令和8年（2026年）1月22日現在

商号又は名称	代表者役職	代表者氏名	所在地	指名停止期間		事実の概要	措置理由
				(始)	(終)		
株式会社 セイムトゥー	代表取締役	坂本 修庸	東京都港区西新橋2-14-1	令和7年 (2025年) 7月23日	令和8年 (2026年) 1月22日	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する特定テストイベント・本大会業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年（2025年）6月23日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。	独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第1項別表第2第2の項（独占禁止法違反行為）に該当するため。
株式会社 中央技術コンサルタンツ	代表取締役	甲斐 琴子	東京都新宿区西新宿8-5-1	令和7年 (2025年) 8月5日	令和8年 (2026年) 5月4日	株式会社 中央技術コンサルタンツの東北支店長（一般役員等）が、宮城県気仙沼市発注の「田中百目木線外4路線概略・予備設計業務」の入札において、公表されていない設計価格の情報を同市職員から入手し、入札の公正を害したとして、公契約関係競売入札妨害罪の疑いで、令和7年（2025年）7月21日宮城県警に逮捕された。	上記事実により、「熊本市工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」、「熊本市上下水道局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」、「熊本市交通局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」及び「熊本市病院局工事請負及び委託契約に係る指名停止等の措置要綱」の第2条第1項別表第2第3の項（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当し、指名停止となったことが、熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱第2条第3項に該当するため。